

令和7年度 税制改正のポイントと年収の壁

最低賃金の上昇や働き方の多様化など、働く人を取り巻く環境はここ数年で大きく変化しています。令和7年度の税制改正では、税負担を軽減する観点から所得税の基礎控除、給与所得控除の見直しや特定親族特別控除が新たに創設されました。本改正によって年末調整事務にも変更が生じ、働き方にも大きな影響を与えと考えられます。この特集では、税制改正ポイントと関連する年収の壁についてわかりやすくご紹介します。

【参考・出典】国税庁「令和7年度制度改正による所得税の基礎控除の見直し等について（源泉所得税関係）」、首相官邸「年収の壁」、厚生労働省「年収の壁・支援強化パッケージ」

給与所得控除額（改正された範囲）

（国税庁の令和7年度税制改正パンフレットより抜粋）

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超 180万円以下		その収入金額×40%－10万円
180万円超 190万円以下		その収入金額×30%＋8万円

（注）給与の収入金額190万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

改正② 給与所得控除の引き上げ
給与所得控除についても物価上昇への対応やパート・アルバイト従事者の就業調整に対応する観点から、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。

具体的には、19歳以上23歳未満の大学生年代の子等の合計所得金額が85万円（給与収入150万円に相当）までは、特定扶養控除と同額（63万円）の所得控除を受けられ、合計所得金額が85万円を超えた場合でも、受けられる控除の

特定親族（※）

…特定親族とは、所得者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で合計所得金額が58万円超123万円以下の人をいいます。

改正③ 特定親族特別控除の創設
厳しい人手不足の状況において、特に大学生のアルバイトの就業調整に対応するため、所得者が特定親族（※）を有する場合には、その所得者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて以下の金額を控除する特定親族特別控除が創設されました。

特定親族特別控除額 一覧

（国税庁の令和7年度税制改正パンフレットより抜粋）

特定親族の合計所得金額 （収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注) ）			特定親族特別控除額
58万円超	85万円以下	（123万円超 150万円以下）	63万円
85万円超	90万円以下	（150万円超 155万円以下）	61万円
90万円超	95万円以下	（155万円超 160万円以下）	51万円
95万円超	100万円以下	（160万円超 165万円以下）	41万円
100万円超	105万円以下	（165万円超 170万円以下）	31万円
105万円超	110万円以下	（170万円超 175万円以下）	21万円
110万円超	115万円以下	（175万円超 180万円以下）	11万円
115万円超	120万円以下	（180万円超 185万円以下）	6万円
120万円超	123万円以下	（185万円超 188万円以下）	3万円

（注）特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

改正④ 扶養親族等の所得要件の改正
基礎控除の改正に伴い、次の表のとおり、扶養控除等の対象とな

額が段階的に減少する仕組みとなっています。

扶養親族等の所得要件の改正

（国税庁の令和7年度税制改正パンフレットより抜粋）

扶養親族等の区分	所得要件 ^(注1) （収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注2) ）	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58万円以下 （123万円以下）	48万円以下 （103万円以下）
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58万円超 133万円以下 （123万円超 201万5,999円以下）	48万円超 133万円以下 （103万円超 201万5,999円以下）
勤労学生	85万円以下 （150万円以下）	75万円以下 （130万円以下）

（注）1 合計所得金額（ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額）の要件をいいます。
2 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

また、給与所得控除の改正に伴い、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が65万円（改正前55万円）に引き上げられました。

主な改正点

① 所得税の基礎控除の引き上げ

- ・最高48万円から10万円引き上げ、最高58万円。
- ・所得階層ごとに控除を最高37万円上乘せ（最高95万円）。

② 給与所得控除の最低保障額の引き上げ

- ・最低保証額を55万円から10万円引き上げ、65万円に。

③ 大学生年代の子の親への特別控除の創設

- ・子の給与収入が150万円以下→控除額63万円
- ・子の給与収入が150万円超え→控除額は段階的に減少する。

物価の上昇が続く中、政府は税負担の軽減を目的とした税制改正を実施しました。これらの改正は令和7年12月1日より施行され、令和7年分の年末調整等にも変更が生じます。改正内容を踏まえ、手続きを進めていきましょう。

改正の概要（令和7年分税制改正）

「収入」－「必要経費」＝「所得」💡

● 会社員やパート・アルバイト勤務の方

（収入）勤務先から支払われる給与等の総支給額
－必要経費（＝給与所得控除）＝所得

● 自営業やフリーランスの方

（収入）事業によって得た総収入
－必要経費（＝事業運営にかかる経費等）＝所得

はじめに、改正点の理解を深めるため「収入（年収）」と「所得」の違いをご説明します。

基礎控除額（改正された範囲）

（国税庁の令和7年度税制改正パンフレットより抜粋）

合計所得金額 （収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注3) ）	基礎控除額		改正前
	改正後 ^(注1) 令和7・8年分	令和9年分以後	
132万円以下 （200万3,999円以下）	95万円 ^(注2)		48万円
132万円超 （200万3,999円超）	88万円 ^(注2)	58万円	
336万円超 （475万1,999円超）	68万円 ^(注2)		
489万円超 （665万5,556円超）	63万円 ^(注2)		
655万円超 （850万円超）	58万円		

（注）1 改正後の所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、改正後の租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。
2 58万円にそれぞれ37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。
3 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。
4 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

の所得者については令和7・8年の2年間の限定的な引き上げとなり、令和9年以後の基礎控除額は58万円になります。